

高齢者虐待防止のための指針

1、 基本方針

初台リハケア訪問看護ステーション(以下「事業所」という)では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して業務にあたることとする。

2、 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法の規定に基づき、事業所では「高齢者虐待」を以下のような行為として整理する。また、事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待にいたる以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3、 虐待防止のための具体的措置

(1) 虐待防止検討委員会の設置

①事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という)となる。

②委員会は、定期的(年1回以上)かつ担当者が必要と認めた時に開催する。

③委員会の審議事項

ア 虐待防止検討委員会その他法人事業所内の組織に関すること

イ 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること

ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

オ 職員が虐待等を把握した場合の対応に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

(2) 職員研修の実施

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修(年1回以上)を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止の徹底を行うものとする。研修内容は都度委員会において記録し保管する。この研修は身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催とする。

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を実施する。

4、虐待防止に関する職員の責務等

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

5、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6、虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) 利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに市区町村へ報告しなければならない。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 相談受付後の対応は、「6、虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

8、指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ

等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

本指針は、令和7年1月1日改定、施行とする。